

オミクロン株感染蔓延期における 「濃厚接触者」に関する作戦転換

阿南英明 太田圭洋 大竹文雄 岡部信彦 釜范敏 高山義浩

中島一敏 前田秀雄 和田耕治 脇田隆字 尾身茂

2022年2月24日

はじめに

オミクロン株の 特徴



- ・ 肥満・妊娠・基礎疾患などの重症化リスクがない**若年者**にとっては**軽症**の感染症
- ・ 重症化リスクがある人や**特に高齢者**が感染した場合には重症化や死亡のリスクがある
- ・ 2回のワクチン接種ではオミクロン株感染防御能は不十分であり、特に**2回目接種から6か月経過**した場合には**顕著**である

現状 1 大都市圏特有の状況

人口が密集している**大都市圏**では感染が爆発的に蔓延し、**誰もが感染者と接触し、自分自身が感染者になりうる**状況である

現状 2 感染爆発の影響

患者数の爆発的増加によって、医療機関の外来・入院機能や保健所業務が逼迫して、**重症化リスクが高い人への対応が十分にできない**

**従来実施してきた積極的疫学調査に基づく濃厚接触者の行動制限は、
オミクロン株に対しては有効性が低下している可能性がある**

感染症法に規定された積極的疫学調査と濃厚接触者

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

積極的疫学調査（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に…（中略）…関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。



濃厚接触者とは

「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、**次の範囲に該当する者**である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

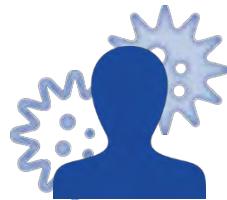
（参考）国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021.11.29版）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2559-cfeir/10800-covid19-02.html>

濃厚接触者の特定は積極的疫学調査に基づく保健所の業務にしてきた

- ・ 濃厚接触者と特定すると、**規定の期間は行動制限することになる**
- ・ 「**濃厚接触者か否か**」が人々の行動の差異になっている

濃厚接触者の特定意義は低下

これまで



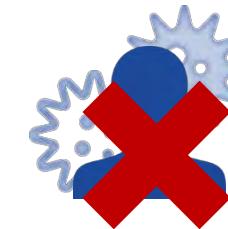
濃厚接触者を特定

～目的～

- ① 積極的疫学調査の中で、濃厚接触者を特定することで、**伝播性や発症に関するウイルスの特性を分析**する
- ② 感染している可能性がある人を発症、診断前に特定し、**行動制限によって3次感染以降の連鎖を阻止**する

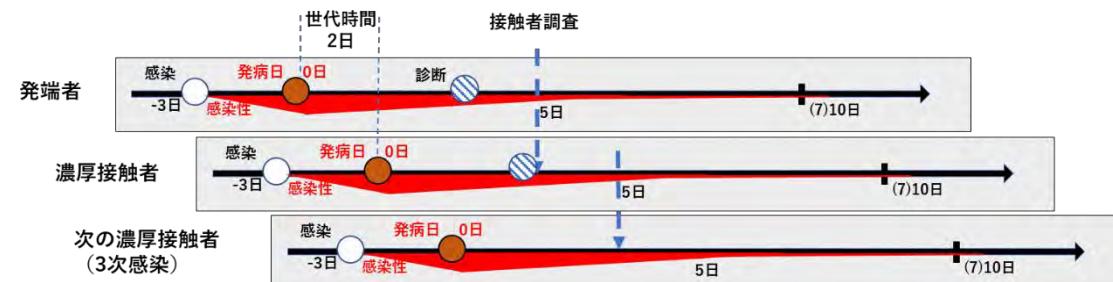
→ 新型コロナウイルス出現当初の対応として
②が特に大きな役割を果たしてきた

現在



オミクロン株に対し、
濃厚接触者を特定した封じ込めは不可能

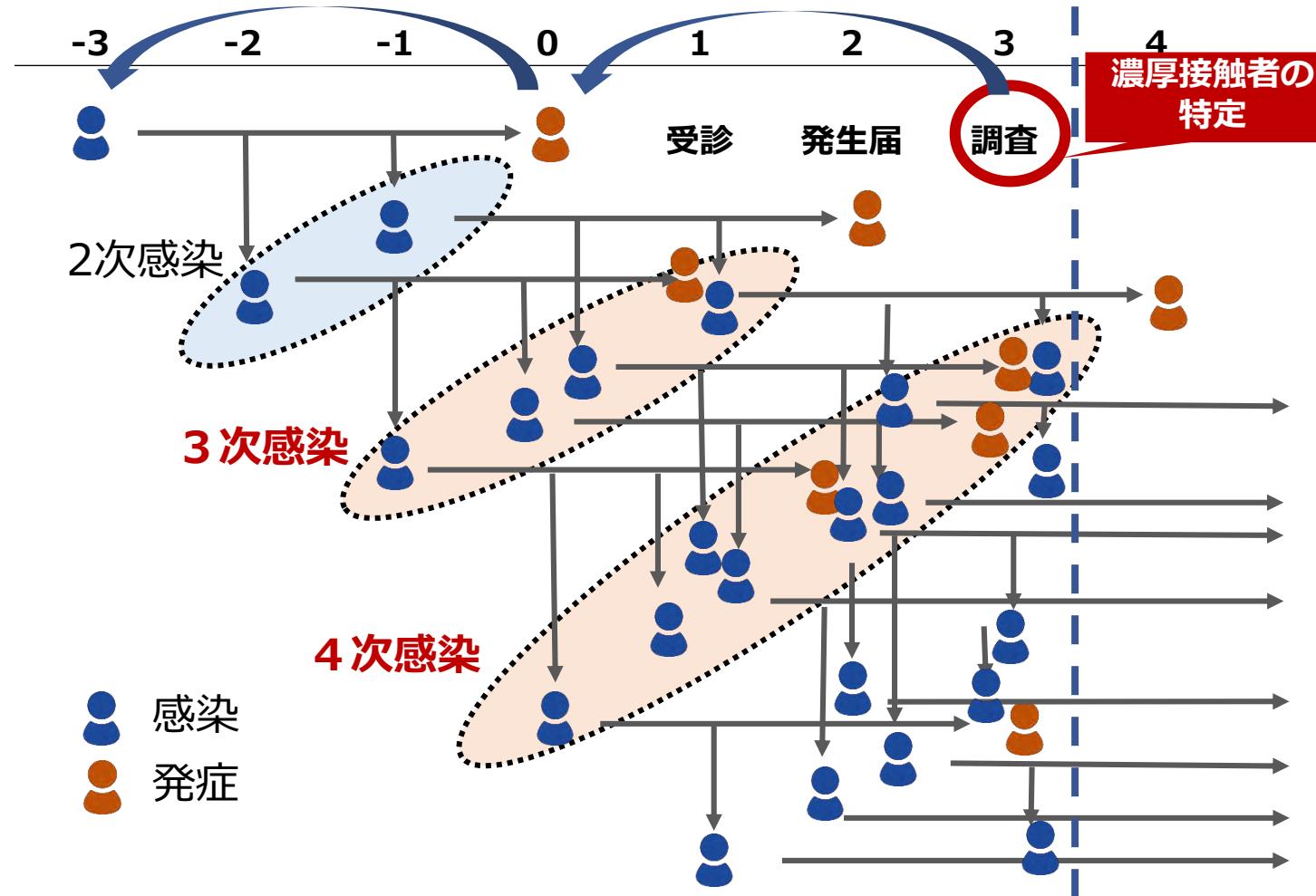
世代時間2日、潜伏期間3日であり、積極的疫学調査を行っても追いきれない



→ **3次感染以降の連鎖はもはや止められない**

参考) 前頁における3次感染以降の拡大抑制困難を理解するためのイメージ

世代時間2日、潜伏期間3日の場合を想定すると、発症の前日（感染2日後）、前々日（感染翌日）にも他人へ感染させる。発症後に受診、発生届受理を経て調査を実施するのが3日後だとすると、**調査の時点ですでに非常に広範囲に感染が拡がっている**



Day1：受診

Day2：発生届受理

Day3：積極的疫学調査

2次感染者を濃厚接触者に特定

3次感染以降に連鎖している可能性が
高く、感染拡大を阻止できない

家庭内など同居者間での感染が多い

茨城県の事例

初発患者の発症以後に発症した
家庭内濃厚接触者 107名

うち、**発症後の検査で陽性となった者 95名 (陽性率89%)**

令和4年1月4日から22日までに発生届が出された新型コロナウイルス患者における同居する家庭内濃厚接触者であって、茨城県潮来保健所の疫学調査記録において初発患者の発症以後において発症したとの記載のある者を対象とした調査

(出典) 令和3年度地域保健総合推進事業 全国保健所長会協力事業
「新型コロナウイルス対策等推進事業」事業分担者：田中英夫

事業担当者：緒方剛

第6波における有症状の家庭内濃厚接触者の検査陽性率(暫定版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000895936.pdf>

国立感染症研究所の報告

国内4事例より得られたオミクロン株家庭内二次感染率 (SAR)

自治体	検査者数(x)	感染者数(y)	SAR (y/x) [95%信頼区間]	観察期間中央値(日) [範囲]
A	17	6	35%[13-58]	全員14日間経過
B	66	21	31%[20-47]	全員14日間経過
C	24	11	45%[14-76]	全員14日間経過
D	18	8	44%[25-66]	6[3-10]

ただし、情報収集時点で同居者濃厚接触者の健康観察期間が終了していない症例を含んでいることから、感染例の発生について過小評価している可能性がある。一方で、家庭内での参事監纖維状を含んでいる場合には過大評価される。

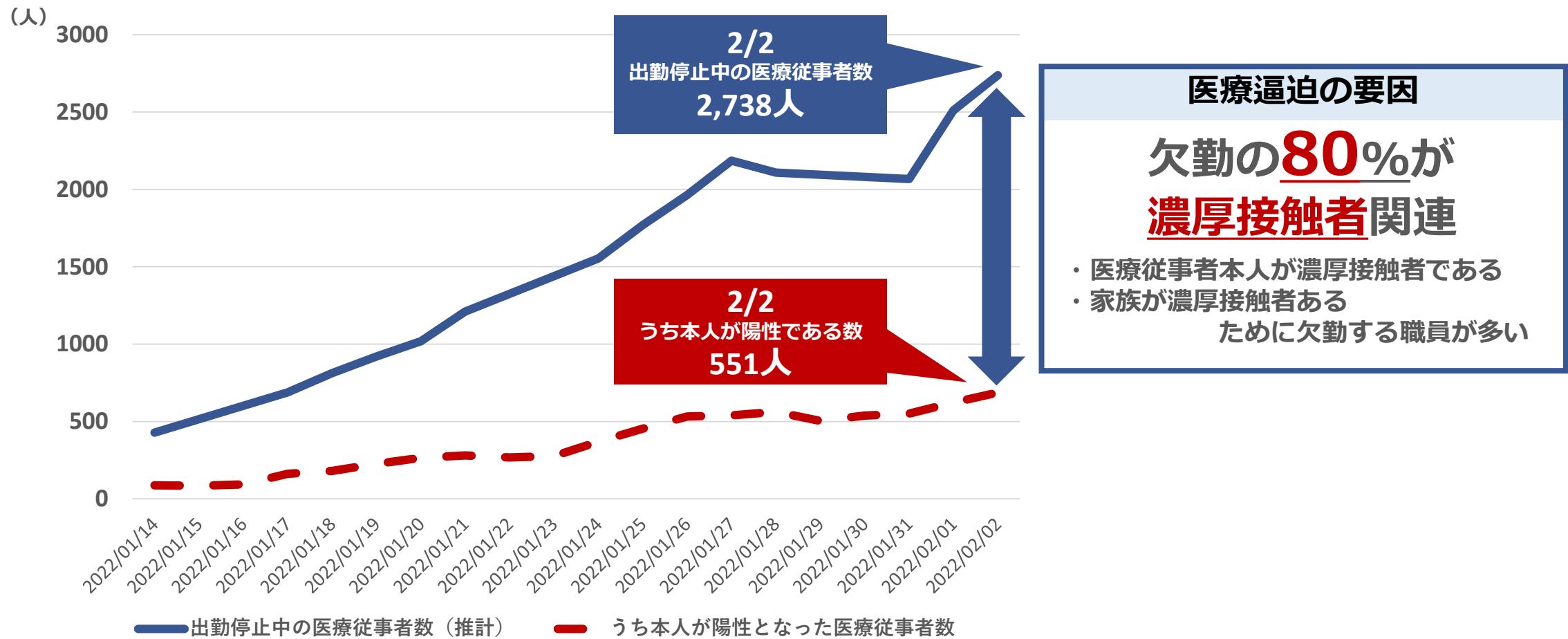
(出典) 国立感染症研究所実地疫学研究センター

実地疫学調査により得られた情報に基づいた国内のオミクロン株感染症例に関する暫定的な潜伏期間、家庭内二次感染率、感染経路に関する疫学情報 (2022年1月10日現在)

- 家庭の場合は限られた人数の集団なので、3次4次以降の感染連鎖は生じにくい
- 家庭内濃厚接触者への行動制限の依頼は有効だが流行極期では全体に占める効果は限定的

濃厚接触者特定と行動制限が社会活動維持の弊害の要因になる

神奈川県の感染期COVID-19患者入院受け入れをしている医療機関における
医療従事者の出勤停止の理由の内訳



(出勤停止中の医療従事者数は神奈川県による聞き取り調査、うち本人が陽性となった医療従事者数は、G-MISから抽出)

作戦転換のための検討が必要

1. オミクロン株の感染拡大に際して、従前のことの踏襲が社会機能維持、医療機能維持の**弊害要素**になっている
2. 従前有効に機能した対応策といえどもオミクロン株に適合しないなら、オミクロン株の特性を踏まえた**適切な対応の転換**をしなくてはならない



国民へのメッセージの発出が必要ではないか

- 感染蔓延期に最適化された対応への転換
- 今求められる社会全体の努めは何か

参考資料12

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回） 「これまでの感染動向を踏まえた今後の対応の考え方について」 「ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和のあり方について」 に対する意見

2022年2月25日

河本宏子

新型コロナウイルス感染症対策分科会(第13回)で示された2つの議案について、それぞれ以下の通り、意見を申し上げます。

1. 「これまでの感染動向を踏まえた今後の対応の考え方について」

- ・参考資料11「オミクロン株感染蔓延期における「濃厚接触者」に関する作戦転換」で示されている指摘は非常に重要である。社会経済活動の維持を困難にしてきた濃厚接触者の特定と行動制限について、早急に見直していただきたい。
- ・水際措置については、3月1日以降、適正化されることとなっており、国際的な人の往来再開の第一歩として評価している。今後も、渡航先国・地域の感染症危険レベルの見直し、1日当たりの入国者数の制限の緩和・撤廃、観光目的をも含む外国人の入国を可能とする措置への転換など、着実に正常化を図っていただきたい。
- ・第6波で出てきた課題を踏まえて次の感染に備えるとともに、諸外国の動向を踏まえ、パンデミックからエンデミックへの出口戦略を策定し、実行することが必要である。

2. 「ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和のあり方の検討について」

- ・ワクチンと検査を活用した行動制限の緩和を導入することは、ワクチンの追加接種のインセンティブという観点から賛同する。
- ・その趣旨からすると「ワクチン/検査選択制度」というのは、ワクチン接種しなくとも検査さえすればよいという印象にならないか。ワクチン接種が原則であり、事情があってワクチンを打てない方が検査を活用するようとする趣旨で、「ワクチン接種等パス制度」等としてはどうか。
- ・米国CDCの隔離期間の考え方の区分や韓国の防疫パスの有効期限は、直近の接種から6カ月以内としており、日本では2回目接種から前倒した日程でも6カ月経過しないと追加接種を受けることができない。したがって、制度の活

用は、「2回目の接種から6カ月程度以内あるいは追加接種を受けていること」でよいのではないか。

- ・一方、欧州などでは罹患証明書も使用されており、既感染者について、一定期間、制度を活用できるようにすることに賛成である。
- ・5～11歳の子どもについては、努力義務の対象から外れていることから、証明書の提示は求めないほうがよい。
- ・制度によって緩和されるのは重点措置地域で出される要請等に対してのものであるが、ワクチンの追加接種は次の波が来る前に進めるべき喫緊の課題であり、制度の開始は一刻も早い方がよいと考える。
- ・飲食店において、ワクチン接種や罹患、陰性証明書を確認することは容易であると考えられるが、他方、証明書を持っていない人については、店頭で検査を求めるといったことは困難ではないか。
- ・イベントについて、感染防止安全計画を前提に、この制度を適用しないでも収容可能とする考え方には、これまでの実績に即しており、賛成である。
- ・移動については、そもそも不要不急の判断が移動する個人に委ねられているため、制度の活用について、「例えば観光ツアーのような移動について」自粛要請の対象としない旨の記述に明確化してはどうか。

以上